

関西労災職業病 8月号

(通巻第167号)

関西労働者安全センター

1988.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 労災保険法抜本改悪に反対しよう!.....2
- 前線から(ニュース).....10
- VDT作業環境チェックのために◎.....15
- 学校施設アスベスト撤去工事一斉に.....16
- 第15回フィールド合宿を終えて.....19
- こんなときどうする◎.....22

被災労働者切り捨ての

労災保険法抜本改悪に反対しよう

労働省は、八月五日、労働大臣の私的諮問機関である「労働基準法研究会（災害補償関係）」（メンバーは下表の通り）の中間報告を公表した。同時に、同報告は、労災保険審議会全メンバーで構成する「労災保険基本問題懇談会」に提出された。

今後、労働省は、労災基本問題懇談会、労災審議会での議論を経て、次期通常国会への改正案提出する方針としていいる。

労災火補償制度の抜本的大改悪

報じられているように、今回の改

正は、四〇年ぶりの、労働基準法と労災保険法の関係の整理と労災補償の仕組みの変更という極めて抜本的な改悪となることは必至。

さらに、休業補償の一年半一律打ち切り・労災専門医委員会設置など補償の大幅カットとそれを行うシステムの確立を行うというもので、労災補償行政版「行革」の決定版といえるもの。この間、針灸治療制限、「長期」被災者打ち切り、適正給付管理、振動病打ち切りとつづいてきた、被災労働者切り捨て政策の更なる推進を狙ったものであることは、一目瞭然

だ。

使用者側の要望そのままの改悪内容

また、こうした政策の背景に、日経連など使用者側からの圧力があることをもう一度押さえておく必要がある。

労働基準法研究会（災害補償関係）名簿

座長	
花見忠	上智大学法学部教授
下井隆史	神戸大学法学部教授
菅野和夫	東京大学法学部教授
諏訪康雄	法政大学社会学部教授
西村健一郎	京都大学教養部教授
保原喜志夫	北海道大学法学部長
山口浩一郎	北智大学法学部教授
若菜允子	弁護士

前回改正にあたって、日経連・使用者側は、労働大臣宛に要望書を提出している。

内容は、①使用者の不服申し立て制度の創設、②労災保険給付と民事損害賠償との関係（完全調整）、③労災年金と厚生年金との減額調整、④診査医制度の創設、⑤労働福祉事業の抜本的見直しの五項目であった。

一方、最終的に前回改正案は、①使用者の意見申し出制度の創設（使用者の不服申し立て権に道を開くもの）、②一部休業者に対する休業補償の減額（リハビリ就労への悪影響）、③特別加入制度への事前健診の導入（実質的労働者の排除、加入の阻害につながる）、④労災年金の最高・最低限度額の設定などを主な内容にした問題の多いものであったが、政府は原案通り可決成立を強行した。

つまり、使用者側にとっては、不服申し出については足掛かりをつけ

つつ、他の問題については、明確に実現しなかったものの、結局は保険給付の相当な切り縮め策が実現されるという結果になったわけである。

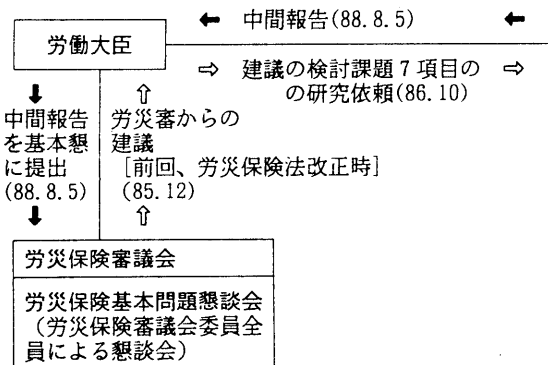
そして他の項目も含め、下図に示すように、前回労災保険法改正（改悪）の際、最終的な労災審議会の建議の中に盛り込まれ、今後の検討事項として設定され、その検討結果なるものが、今回の労基研中間報告となって出てきたというわけ。

具体的に「検討課題」として残されたのは、労基研中間報告も「はじめに」で述べているように、
一、制度の根幹に係わる労災保険法と労働基準法との関係のあり方
二、業務上外認定のあり方
三、障害補償一時金、特別支給金等給付の給付体系及びその内容のあり方

四、特別加入制度のあり方

五、他の制度との基本的な調整に係る労災年金と社会保険年金の全体

労働基準法研究会（私的諮問機関）
座長：荻澤清彦（成蹊大教授・ 労災保険審議会会長）
（災害補償関係）
座長：花見忠（上智大教授）他7名



としての支給体系のあり方

六、労災保険給付と民事損害賠償との調整のあり方

七、労働福祉事業のあり方
のおよそ七項目。

その「中間」回答が、今回の労基
研中間報告であって、それは、ま
とにきれいに先の使用者側の要望に
沿った内容が取り入れられているば
かりでなく、それ以上悪い内容を含
んでいる。これは大変な事態と言わ
なければならぬ。

▽
どんな労災も

休業は

一年半まで?!

問題点を項的に列挙すると、つ
ぎのようになる。

第一に、「症状固定」治ゆの争い
を避けるための給付体系の整備」と
して、休業補償を、症状とは無関係
に一律一年半で打ち切り、それ以降
は、障害補償（年金または一時金）
を支給する、療養補償についてはい
わゆる「症状固定」まで支給する方

式にするというもの。

現在は、休業が必要な場合には、
休業補償が給付される。また、療養
開始から一年半経過した段階で、障
害等級一〜三級に該当する症状であ
るときは傷病補償年金に移行する。

傷病補償年金に移行した場合、療養
開始から三年で、労基法上の打ち切
り補償を支払ったものとみなされて解
雇制限がなくなる。ただし、治る見
込のある病気については傷病補償年
金への移行はしないことになってい
る。

つまり、症状に応じ、主治医の判
断によって、個々の実情に応じた休
業補償給付が行なわれている。

しかし近年、労基署は適正管理給
付の名の下、患者・主治医に圧力を
強めて早期打ち切りをすすめてい
る。多くの被災者に対して、「症状固
定」の名のもとに、休業補償も療養
補償も打ち切っている中で、今度は
さらにこの「一年半一律打ち切り方

式」を導入するという。これは、も
はや、使用者の災害補償責任を果た
し、被災者の保護・職場復帰を可能
にしていくという、労災保険法の本
来の目的を完全に投げ捨ててしま
うことに等しい。

労基研中間報告は一年半で打ち切
る理由を「症状が安定した段階の休
業補償は、その障害（治っていない
場合も含めて）の程度に応じておこ
なうべき」「療養開始後一年六ヵ月
も経過すれば傷病の症状も定常化す
る」だから、一年半で打ち切るとい
うが、これには何の根拠もない。労
働省は「労災事故のほとんどが一年
半以内で治癒しているから」とその
根拠を説明していると報道されてい
るが、理由になっていないことは誰
の目にも明らか。これを言いたいた
めに、ここ数年どんどん理不尽な打
ち切りを強行してきたとも考えられ
る。

休業補償が打切られれば、使用者

は解雇可能となるのであるから、働けないまま、文字通り、放り出されることになる。一年半というのは、健康保険の傷病手当金の扱いとおなじであり、つまり、私病と労災は同じ扱い、いや、医療は「症状固定」までだから、健康保険以下になるのである。

このようなことは、絶対に許されない。

▼ 労災火専門医

委員員△云制度で

打ち切り対策？

第二に、労災専門医委員会の設置の問題。業務上外の認定だけでなく、休業・療養の必要性、障害等級の認定などのために、都道府県単位の労働大臣任命による専門医の諮問委員会（労災専門医委員会）を法令上位置付けしようというもの。

現在、内部的なものである都道府

県労働基準局の労災医員（いわゆる局医）制度を継承格上げしようというもの。

業務上認定・障害認定など行政判断において、名前すら非公開の局医の意見が、不当に重要視され、現場をよく知る主治医やそれ以外の医師の意見が無視される場合が非常に多くある。局医と労基署等のやりとりが密室で行なわれ、一切明らかにされないまま、業務外決定だけが被災者に知らされる、こうした非民主的制度が局医制度の実態。今回の労災専門医委員会制度は、こうした、行政べったりの局医を使って行政判断の根拠づけをする局医制度に法的根拠を与えるもので、極めて問題といえよう。

労基研中間報告が「従来から主治医の判断との関係など争いとなることが多いので、これらの認定に適正を期すため」とその目的を説明しているように、たとえば主治医の判断

を無視して、打ち切りをしやすくするためのものが、この労災専門医委員会だ。

▼ 労基法切り離し

使用者責任は

ウヤムヤに

第三に、労災年金と厚生年金等の社会保険との調整を完全に行なえないもの。現在、両者は、支給事由が同じ場合（障害補償、遺族補償など）は労災保険の方が減額される、事由が異なる老齢年金の場合は減額調整はされないことになっている。

労基研中間報告は、これについて基本的に完全調整を行なえと述べている。もともと趣旨の異なる制度によるものを調整すること自体が基本におかしなことであるのに、完全調整をとまったく暴論だ。

第四に、労災年金と民事賠償金との完全調整。労災一時金については

その額を限度として調整が行なわれている。年金についても、一定の方式で調整されているが、それを完全調整とせよというもの。(はつきりした方式は明示されていない)年金受給者の損害賠償権放棄(使用者責任追及の回避)を狙っていると考えられ、これも使用者側が言い続けている事項で、労働者側にとって到底認められないものだ。

第五は、労災保険法の適用を拡大し、その一方で、労働基準法第八章災害補償の廃止に言及していること。「暫定任意適用事業が廃止された場合は、労災保険の完全全面適用が実施され労働基準法(第八章)は適用される余地がなくなるであろう」と述べている。表現は柔らかいが、労災保険法が労働基準法に規定される使用者の災害補償責任を基礎にしていうという現行の体制から、その原則を取り払うというもの。

その他、年金の年齢スライド制の

導入、障害一時金の若年割増しなど耳ざわりの良い中味も盛られているが、しかし、誰がどう見ても、内容は抜本大改悪だ。

▼ 抜本改悪粉碎へ

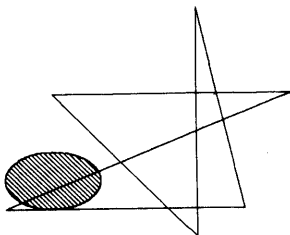
強力な運動を

作ろう!

以上のように、今回の中間報告に占められた法改正の方向は、負担の軽減と使用者責任の回避を求める使用者側の意見に沿ったもので、労働者に犠牲を強いるもの。

今後、関西労働者安全センターとしても関係団体、労働組合、全国各地域安全センターとともに抜本改悪に対する闘いを強力に推進していくものである。

今すぐ、職場、地域、あらゆるところから「抜本改悪粉碎」運動を巻き起こそう。



労働基準法研究会(災害補償関係)の中間的な研究の概要

現 状 及 び 問 題 点	検 討 の 方 向
<p>1 年齢間の不均衡・不公平</p> <p>(1) 年金の給付基礎日額 年齢による賃金格差のため、①若年時被災者の壮年時の年金額及び②壮年時被災者の老齢時の年金額が稼得能力に即しておらず、不合理・不均衡が生じている。</p> <p>(2) 若年時被災者の障害補償一時金 軽度の障害(8級~14級)に対する補償は一時金であり、若年時被災者は、障害の残る期間が長く、かつ、給付基礎日額が低いため、不利になっている。</p>	<p>○ 「年齢スライド」の導入 年齢階層による平均的な賃金・所得の変化(例えば、昇給・昇進による変化や、定年後の再就職・引退による変化)に応じて給付基礎日額を改訂する「年齢スライド」を導入する。</p> <p>○ 年齢を考慮した障害補償一時金の充実 障害補償一時金について、若年時被災者ほど高い割増率をつける。</p>
<p>2 介護の費用の補償</p> <p>① 1級及び2級の障害・傷病補償年金において介護割増加算(給付基礎日額の68日分(1級)及び32日分(2級))を行っているが、障害等級表は実際の介護の必要度に応じたものではなく、給付基礎日額を基礎とする介護割増加算では、若年時の被災者等賃金の低い者が重度障害を受けた場合、不利となる。</p> <p>② 労働福祉事業の介護料(月額38,600円)を支給しているが、介護割増加算にこれをあわせても、実損額の補償に不足する場合がある。</p>	<p>○ 介護の必要度に応じた介護補償の充実 介護の必要度を基準とする「介護等級表」に応じた定額の「介護補償給付」を新設する。 (代わりに、1級及び2級の介護割増加算分及び介護料の廃止)</p>
<p>3 症状固定=治ゆをめぐる紛争</p> <p>① 症状が固定すれば、療養補償及び休業補償は終了することとなっているので、症状が慢性的な傷病等については、「症状固定=治ゆ」の判定について医師の意見が対立することもしばしばみられること、また、療養補償が行われなくなることに伴って慢性症状を有する被災労働者に不安が存在する。</p> <p>② 重度の傷病の場合は年金に移行するが、軽度の傷病で「治ゆ」していない者に支給される休業補償の水準が、重度の障害を有する者に給付される障害補償の水準を上回る場合がある。</p>	<p>○ 症状固定=治ゆの争いを避けるための給付体系の整備</p> <p>① 休業補償は一般に症状が安定する療養開始後1年6カ月までとする。</p> <p>② それ以後は、現行の傷病補償年金に該当する場合も含めて、その傷病による障害の程度に応じて障害補償を行う。</p> <p>③ 治っていない場合は、引き続き療養補償給付を行う。</p>
<p>4 遺族補償年金の個別受給権の確立等諸給付体系の整備</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権</p> <p>① 遺族補償年金については、遺族(受給資格者)の範囲に孫、祖父母及び兄弟姉妹まで広く含まれているため、実際に扶養義務者のいる孫等までが受給資格者となる。</p>	<p>○ 遺族補償年金の個別受給権の確立 近年の核家族化の実情に即し、</p> <p>① 孫、祖父母等の取扱い等受給資格者の範囲を見直す</p> <p>② 配偶者及び子への重点配分を行う</p>

現 状 及 び 問 題 点	検 討 の 方 向
<p>② 最先順位者のみを受給権者としているため遺族間の配分争いが生じたり、労働者の死亡後家族が離散した場合の取扱いに問題が生じている。</p> <p>(2) 特別支給金の取扱い 特別支給金は、実質的に保険給付に等しいものであるが、労働福祉事業として給付されているので、不服申立の対象にならないこと、差押禁止等の保護が受けられないこと、損害賠償受領の場合の支給停止や費用徴収の対象とならない等の問題が生じている。</p>	<p>③ 各受給資格者に独立の年金受給権を付与するなど、補償の必要な者にその必要に応じて確実に給付されるよう制度を整備する。</p> <p>○ 特別支給金の保険給付化</p> <p>① 「ボーナス特別支給金」は、労災年金の給付基礎日額に一定範囲でボーナスを算入することとして本体給付に繰り入れる。</p> <p>② それ以外の特別支給金については、その性格を明らかにし、本体給付との整合性を勘案しつつ、その再編・保険給付化を図る。</p>
<p>5 労災医療の充実と医学的認定体制の整備</p> <p>(1) 労災指定医療機関制度等の在り方 労災指定医療機関は、充実した労災医療を適正に実施するため重要な役割をもつものであるが、その法的位置付けが明確にされていない。</p> <p>(2) 医学的判断の重要性 業務上疾病の認定、治ゆの認定、障害等級の認定等労災保険給付の決定において医師による医学的判断が重要な事項が多くなっているが、一方で医学的判断をめぐる争いが多くなっている。</p>	<p>○ 労災指定医療機関制度等の充実 労災指定医療機関に対し、迅速かつ適切な診療報酬の支払を行うとともに、適切な労災保険医療の実施及び保険事務執行を確保するための規定の整備を図る。</p> <p>○ 労災専門医委員会の設置 各都道府県単位に、労働大臣が任命する専門医から成る諮問委員会（労災専門医委員会）を設置する。</p>
<p>6 他の制度による損害填補との適正な調整</p> <p>(1) 社会保険給付との関係 同一の災害により労災保険給付と厚生年金等社会保険の給付とが併給される場合、現行の調整方式では、</p> <p>① 一時金と年金の場合とで調整方法が異なる</p> <p>② 調整後の額が被災前の実質収入を上回る例が生ずる</p> <p>③ 老齢年金は事由が異なるため、併給されるので、老齢時に年金の合計額が増加する等の問題がある。現行の調整方式は昭和35年、40年に労災保険に年金制度が導入された当時の暫定的な措置を基礎としており、今日では、いずれも相当に充実した労災年金と社会保険年金とが併給されることが原則となっていることを念頭において再検討する必要がある。</p> <p>(2) 民事損害賠償との関係 業務災害が使用者又は第三者の故意・過失によって生じ、労災保険給付の他に、民事損害賠償を請求することができる場合に、同一の損害が二重に填補されることは不合理であるから、</p>	<p>○ 社会保険給付との適正な調整 いずれも充実した二つの年金制度が存在する場合の調整方法としては、給付面から、</p> <p>A 両制度の目的により任務分担を行い併給が生じないようにする方法</p> <p>B 労災保険は業務災害による損害補償として先行し、社会保険は一般的な所得保障の観点から調整した給付を行う方法</p> <p>C 両制度の併給額が従前所得等を考慮した合理的な額を超える場合にはその額を控除する方法の三つが考えられる。</p> <p>労災保険は基本的には業務災害による労働能力（稼働能力）の損失の填補を目的としていることを基礎として検討する。</p> <p>○ 民事損害賠償との完全調整 労災保険給付が一時金から年金になったことによって、労働能力の損失をより適切に填補し、補償が必要な期間は、必要な補償ができることとなったのであり、その給付の性格が変わったもので</p>

現 状 及 び 問 題 点	検 討 の 方 向
<p>労災保険給付と民事損害賠償とは調整される必要がある。</p> <p>労災保険給付が一時金であったときは、調整を完全に実施することが可能であったが、労災保険給付が年金化された後に、一時金と年金の調整について最高裁判例は、年金の将来給付分も含めて一括求償することはできず、また、民事損害賠償額の算定に当たり年金の既支払分は控除できるが、将来給付分は控除できないとした。</p> <p>このため、現在、</p> <p>① 第三者行為災害については、損害賠償請求権の時効を考慮して労災年金は3年分に限り支給停止又は求償を行う</p> <p>② 事業主責任災害については、使用者は民事損害賠償責任について労災年金の前払一時金の額の履行猶予が受けられることとされているが、いずれも一部調整にとどまっている。</p>	<p>はない。従って、労災年金と民事損害賠償とは一時金のときと同様に完全調整がなされるべきであり、それを確実に行うための法律上のしくみを検討すべきである。</p>
<p>7 労災保険の適用拡大</p> <p>① 労災保険の暫定任意適用事業（政令で定める5人未満の農林水産業）における災害補償は労働基準法によることから、年金体系の労災保険に比べて補償内容に大きな格差があり、労災保険給付の改善が進むにつれて一層拡大してきている。</p> <p>② 労災保険の強制適用事業であるにもかかわらず加入手続をしていない未手続事業で業務災害が発生した場合、被災労働者は労災保険給付を受けるため使用者は労働基準法上の災害補償義務が免除され、他方、労災保険法上のペナルティー（費用徴収）もほとんど受けないという逆選択の状態となっている。</p>	<p>○ 小規模農林水産業における労働関係を把握することは困難であり、現状のまま暫定任意適用事業を廃止するとさらに未手続事業・逆選択が増加するおそれがある。</p> <p>○ 逆選択を防止する見地から、未手続事業の業務災害に労災保険給付を行った場合には、その費用（察察費用のほか、年金の将来支給分を含む。）を一括徴収する（ただし、特別保険料のような形での分割納付を認める。）。</p>
<p>8 労働基準法（第8章）と労災保険法との関係、業務災害を被った被災労働者に対する必要かつ十分な補償は、個別使用者の補償責任によって行うことは極めて困難である。</p>	<p>○ 災害補償は、労働基準法（第8章）によらず、保険システムを用いて事業主の集団によって補償する労災保険法によるべきである。</p>

前線から

自治労が

給食調理員の

「指曲がり症」で

全国調査

大阪

自治労は給食調理員の「指曲がり症」公務災害認定

闘争を、具体

的には、岡山県のケースについて開始している。また、

全国的にも「指曲がり症」について調査を行うなど、

この問題について給食調理職場の安全衛生問題として取り組んでいくことを決定

している。東大阪学給労でも、今回行われた頸肩腕障

大阪府本部も取り組み開始

自治労大阪府本部でも、大阪府下の関係職場について取り組みを行っていくことになっており、今後、安全センターも積極的に協力していく予定。

また、東大阪学給労ではこれと平行して、「手根管症候群」に取り組みつつある。耳慣れないこの疾病は、手を多く使う職業の労働者

現在、この病気によって療養中の被災者がいることから、組合として、公務災害申請について調査・検討を開始したところである。

“不当労働行為のデパート”



腰痛症労災申請へ

JRに勤めるAさんは、

国鉄時代から保線作業に従

事してきた。昨年、作業中に、腰痛を発症し、働きな

がら通院治療を続けたが、痛みがひどくなり約1ヵ月間の休業を余儀無くされた。休業の後、職場に復帰し、通院を続けながら今日に至っている。

発症したのは、夜間作業中で、診断名は腰部捻挫（根性腰痛症）。紹介で松

浦診療所に通院するように
なったことを一つのきっか
けに、労災申請を考えるよ
うになった。ただJR移行
に伴って不当労働行為のデ
パートといわれる職場状況
の点から、準備を積み重ね
てきた。それに基づいて、
労災申請の意志を担当上司
に伝えたところ、予想通り、
なかなか証明をしようとい
ていないのが今の現状。そ
れも現場でなく本社の意向
で遅らされているという状
況が続いている。

出張メンテナンス作業中の
大阪
「全金桜製作所支部」
脳内出血で署交渉

社側も労災である旨の意見
を述べており、専門家とし
ても片木健一医師（京都南
病院）から鑑定意見が出さ
れているところである。ま
た、当初、労災でないとの
見解をとっていた執刀医も、
具体的状況の報告を組合か
ら聞くなかで、業務起因性
を認める見解を明らかにし
てきているという現状であ
る。

全金桜製作所支部組合員
H氏が、出張作業中に脳内
出血を発症し、労災申請中
の件について、支部、全金
本部北方オルグ、センター
で淀川署と話し合いをもっ
た。

H氏は、一九八六年十一
月出張先の兵庫県の製紙工
場において、ポンプのメン
テナンス作業中に倒れ、現
在も療養中である。

H氏は、発症約二年前よ
りサービスマン配属とな
り、以後、社外出張中心
の業務につくようになった。

工場内作業に比べて、客先
での作業は、精神的にも
肉体的にもしんどいもの。
しかも、H氏は、高血圧で
ありながらこうした勤務に
つき、会社は、何の配慮も
行っていないかった。

発症したのは、それまで
経験したことのないような
激しい騒音と気温・湿度の
高い製紙工場での作業中、
力一杯ボルトをしめた直後
だった。

組合は、そうした状況に
ついて意見書を提出、交渉
を積み重ねてきており、会

当たり前のことを主張し
ていこうとするAさんの行
動は現場の同僚からも共感
をもって受け入れられてお
り、Aさんは、会社に労災
を認めさせ、労災認定もか
ちとっていききたいと決意を
固めている。

H氏は、発症約二年前よ
りサービスマン配属とな
り、以後、社外出張中心
の業務につくようになった。

工場内作業に比べて、客先
での作業は、精神的にも
肉体的にもしんどいもの。
しかも、H氏は、高血圧で
ありながらこうした勤務に
つき、会社は、何の配慮も
行っていないかった。

この日は、執刀医の見解
が示される経緯について署
担当者に対して説明をおこ
なうと共に早期認定を要請
した。署よりは、今後、こ
れまでの資料をもとに、結
論を出す作業に入っていく
との説明がなされた。

ほったらかし、

大阪 下請溶接工の労災 損害賠償請求へ

工場構内下請けの溶接工として働いていたSさんは、

今年の一月の作業中、頭上から落下してきた鉄板に、顔面をかすり、上腕部を強打した。しかし、事業主は病院にさえつれていこうとせず、その上労災保険未加入を理由に労災申請の手続きさえ取っていないかった。

Sさんは、何の補償もありません。いまま困り果てていたが、社会保険労務士のYさんに相談し、約三ヵ月たって労災補償の給付を受けることができた。その後の療養の

結果、かなり回復したものの腕部には後遺障害が残った。

ており、これまで通りの溶接作業を行うことができなくなっていました。この事故については、元請会社の作業員のミスで発生したもので、Sさんに過失は全くない。そこでSさんは、事業主とともに元請会社に対して民事上の損害

賠償請求を行うことにした。Sさんの場合は、直接に雇われていた会社自体がほぼ解散状態に近く、賠償請求に応える能力さえないのが実情であるが、災害発生責任を明らかにしてゆくことが重要である。

南 東 いよいよ大詰め 9/5 原告本人尋問 全金松本製作難聴裁判

全金松本製作所支部組合員梅本氏を原告とする難聴労災損害賠償裁判が大詰めを迎えている。

前回まで四回にわたって会社側証人の三浦製造部長

の証人尋問が行われた。この中で三浦証人は、松本製作所における騒音作業（ハンマーによる歪み取り、サ

ンダーがけなど）の実態を過小に証言しようウソを並べた。たとえば、騒音の大きいエアサンダーを導入した時期を真実よりもっと遅く言ったり、問題になってきたハンマー作業の作業時間、打撃回数を常識から考えても過小に言うなど目に余るものがあった。

これに対して、原告側は当時の同僚の小島証人をたずね、三浦証言のデタラメぶりを明らかにしてきた。さらに、そうしたウソを

明らかにするため原告本人の証人尋問を申請したところ、採用が決まった。今回の証人尋問が、おそらく最終の証人調べになると思わ

れ、地元東南地区評では、支援傍聴を呼びかけている。次回法廷は、九月五日午前十時〜大阪地裁七二二法廷にて。

○君労災訴訟

ユニオン
ひごろ

次回本人尋問へ

大阪中央

会社の責任を明らかに!!

東地域合同労組の印刷工
○くんの下肢大火傷労災の

損害賠償請求訴訟が、いよいよ証人調べに入る。

これまでに提出されている準備書面で、被告の会社側は、引火物であるガソリンの使用を、印刷機のごく一部分だけと厳しく制限していたにも関わらず、勝手に頻繁に使用していたと、○くんの過失を主張している。しかし、○くんはそういう指示はまったく受けたことがなく、当日もいつも通りガソリンを使って糊の汚れ落としをしていた。また、作業場所の一メートルのところには石油ストロブの

火があったことについての反論もなく、証人調べでのポイントは、作業の制限の有無と引火の経過に関する争いに絞られるものと思われる。

法廷は、九月十四日午前十一時より大阪地裁八〇六号法廷にて開かれる。本人尋問にそなえ、東地域合同労組では傍聴支援を呼びかけている。

原発と闘う

「岩佐裁判の記録」編集委員会編

全国の書店でお求め下さい。関西労働者安全センターでも取り扱います。

八月書館発行

二〇〇〇円(送料込み)

岩佐原発
被曝裁判の記録

七月の新聞記事から

七・四

日新製鋼呉製鉄所で熱風炉が爆発、一酸化炭素ガスが噴出し、四人死亡三十人が重軽症

七・二二

広島、長崎投下の原爆による放射線の人体に対する影響を調査、分析している放射線影響研究所は、新線量計算システム(DS86)で計算した人体表面被曝者のがんによる推定死亡率が、従来の暫定計算システム(T65D)に基づいたものに比べ、約三倍の高率となる最終解析データをまとめた。また臓器別でも乳がんリスクが約二倍に。これによりT65Dを目安にした国際安全基準は、根本的な見直しが急がれる

七・一五

ガラス工場のプレス作業点検中の作業員が、機械にはさまれ死亡(兵庫)

七・二八

ゴミ収集清掃会社の従業員が、深夜一人でゴミ収集中、接触した車の運転手と口論になり頭を殴られ死亡(大阪)

七・一八

農業散布中のヘリコプター二機が空中衝突し水田に墜落、パイロット一人が死亡、一人重傷(秋田)

七・二二

中国自動車道のトンネル内で、大型トラックなどが衝突、炎上し十人が死傷した事故で行方不明になっていたクレーン車の運転手が現場近くで首つり自殺をしていたのが見つかる事故を防ごうとしたのに事故故になり、責任を感じたものと思われる(広島)

VDT チェッカー

VDT機器の22項目のチェックがすぐに出来る

コンピュータ端末、ワープロ、パソコンの点検のために A4判厚紙 一冊五百円(送料一七〇円冊数関わらず)

VDT労働のためのチェックポイント10

作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを、みやすい二色刷で。

B5判20頁

頒価一三〇〇円(送料一冊四〇円、十冊以上無料)

関西労働者安全センターで取り扱います。

VDT作業のための机は、ブラウ
ン管とキーボードを置くだけの充分
な広さのものが不可欠である。特に

また、これまでに行われているV
DT作業者の各アンケート調査の結
果を見ても、一九八四年に大阪労働

は、VDT作業者が経験の中で、自
分で工夫してキーボードの手前に、
同じ高さぐらいになる手製の支持台

キーボードの手前に手
首を休めるぐらいの余
裕があるかということ
は重要なチェックポイ
ントだ。日本産業衛生

手はどこで休むのか

スペースと支持台

を置いているケースも多く
見受けられ、またメーカーに
よっては、支持台付の作業台
を売り出している。

学会の「VDT作業

近頃のキーボードは、薄い
形が主流となり、かつてほど

に関する勧告」(一九八五年)は

衛生研修所が行った調査では四一・
二%が「手を休めるスペースがない」

「キーボードに適合した手と腕の支

と答え、他の調査でも同様の結果が

持台が、上肢や肩の静的緊張等を避

報告されている。一九六〇年代に多

けるために必要に応じて利用できな

発したキーパンチャーの頸肩腕障害

ければならない」とし、西ドイツの

の原因の一つに、上肢を中に浮かせ

「事務部門における安全衛生規則」

た姿勢で反復繰り返し作業を主体と

では、手首の支持部分になるスペー

する静的姿勢が指摘されていた。

スとして基準列キーと机の手前端的

実際、旧式のキーボードが厚い肩

距離を少なくとも五cm空けることが

のVDT機器で、手首を休める場所

必要としている。一方、労働省の

がない状態で作業を続けていたり、

「VDT作業のための労働衛生上の

普通の事務機で作業をしていて頸肩

指針について」(一九八五年)では、

腕障害に被災した例も多い。最近で

この点については何も触れていない。

支持台がなければ疲れてしまうがな
いという話は少なくなっているよう
だが、作業の形態、作業姿勢によっ
てはこうした工夫も一考の余地が
あると言えよう。まとめて言うと、
キーボードは薄型を選び、机の上面
がキーボードの傾きの延長となって、
手のひらを休ませることができるよう
なスペースを確保するということが
なる。



学校の吹付けアスベスト一斉に撤去工事 府は一日も早い公的処分場の設置を

八月に入り、多くの自治体は、学校施設の吹付けアスベストの撤去・改修工事を行っている。七月十五日に行われた自治労府本部と府教委との交渉では、吹付けアスベストの使用されている学校として四十二校園が公表されたが、この数は教室内の吹付けアスベストのみを対象としており、この夏休み工事を行う学校を含め、その数は四十二を上回っている。

東大阪

市教組等の追及でやっと撤去工事

センターが当初より関与してきた東大阪では、これまで知られていた十四校に加え新たに森河内小学校の放送室に吹付けアスベストが発見さ

れた。市教委は六月段階では一切工事を予定していなかったが、「働く者に健康を！東大阪連絡会」、市教組、梯（かけはし）市議らの追及にこの夏の撤去工事を決定した（工事は別表の通り）。

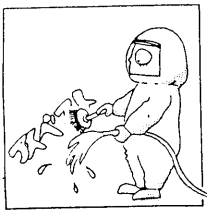
摂津

撤去工事父兄説明会で四項目確認

府教委の公表名簿にはなかった摂津市でも、八月十七日より味舌小学校で渡り廊下に吹付けられていたクロシドライト（青石綿）の撤去工事が始まった。一階、二階に比べ三階は天井が低いため、子供たちがほろほろの柄でつついて著しく剝離していた。教組は改修工事をするよう市教委に要求してきたが、アスベストで

あることを市側が認めたのは六月になつてからであった。工事が決定されても、生徒や父兄には一切知らされていないという状況であった。

このことを聞きつけたお母さんたちは、校長向けに行われる予定であった業者による説明会を父兄に対しても行うよう要求、工事の前日十六日に行わせた。センターからも一名参加して行われた説明会では、①測定結果の公表②立入監視③一階二階は測定結果が出てから養生を外す④独自の濃度測定、の四点が確認された。



アスベスト廃棄物の行方は？

ほったらかしではすまないぞ

そのなかで問題になったのはアスベスト廃棄物の処分地の問題であった。業者の説明によれば、アスベスト廃棄物はコンクリート固化のうえ認可を受けた産廃業者に委託、一般の産廃廃棄物として処分するとのことであった。市教委は一応処分地まで見届けるということであったが、恒久的な公的管理の困難な民間の処分地に捨てるのは問題であるという点で、この点に関しさらに交渉を持つことになった。

吹付けアスベストの撤去が行われるにつれ、この処分地問題は最も緊急な課題として浮かび上がりつつある。同じくこの夏休みに三校で吹付けアスベストの撤去工事を行った富田林市では、公的な処分地が決定するまで業者委託で廃棄物を保管させ

ている。豊中市でも、処分地が決定していないので工事を見合わせている、というのが市側の答弁である。上記の摂津市での交渉の場では、業者自身が府に対して公的な処分地を用意するよう要望を出しているとの発言が業者から出ている。

現段階で最良の吹付けアスベストの対策は、①生徒、教職員、父兄、周辺住民に吹付けアスベストがあることと工事を行うことを知らせる、②撤去を原則に工法を選択、③アス

ベストの飛散を防ぐ厳密な仕様を確立、④市民・労組などのチェック・濃度測定、⑤廃棄物はコンクリート固化か密閉のうえ公的処分地が決定するまで保管する、であると考えられる。安全を期するため、最後の、公的処分地が決定するまで保管する、という方向を追求していきたい。

一斉に行われる各自治体の

学校施設アスベスト撤去工事

この夏の大阪府下各自治体の学校施設アスベスト撤去状況

東大阪市	石切小	アモサイト	撤去
	枚岡東小	クロシドライト	撤去
	繩手南小	アモサイト	撤去
	森河内小	クリソタイト	撤去
	北宮小	クリソタイト	撤去
	玉川小	クロシドライト	撤去
吹田市	金岡中	クロシドライト他	撤去
	古江台小		撤去
	青山台小		撤去
	吹田東小		撤去
高槻市	高野台中		撤去
	柳川中		天井敷設による囲い込み
	阿武野中		天井敷設による囲い込み
八尾市	五領中		天井敷設による囲い込み
	大正幼稚園		囲い込み
	高安西小		囲い込み
摂津市	桂中		未定
	味舌小	クロシドライト	撤去
	別府小		撤去
富田林市	第2中		撤去
	第2中		撤去
	第3中		撤去
枚方市	高陵小	クリソタイト	撤去
	桜丘北小	岩綿	撤去
守口市	とうだ幼		未定

以上述べた以外の自治体では吹田市が、古江台小、青山台小、吹田東小、高野台中の四校で撤去工事を行った。廃棄物は業者委託で廃棄するとのことである。古江台小学校の場合は、校舎ほとんど全てに渡って吹付けアスベストが使用されており、大規模な工事になっている。

八尾市では、施設内に吹付けアスベストのある学校は十一校園である。その内八校は機械室など直接曝露の機会の少ない場所であり、残りは幼稚園、小学校、中学校が一枚ずつある。場所は順番にステージの天井、体育館のステージの天井、講堂の鉄骨である。前二校園は昨年度中に囲い込み工事を行い、中学校については撤去を前提に予算を計上する予定である。

枚方市では、吹付けアスベストの有無の報告を各学校長に求めた結果高稜小（放送室、音楽室）にあることが判明、さらに桜丘北小学校には

岩綿があることが分かった。市はこの夏休みに両校で撤去工事を行った。廃棄物は業者委託になっている。

高槻市では、柳川中、阿武野中、五領中の三校で技術室の天井などの吹付けアスベストの改修工事を行った。工法はボードを張る囲い込み工事である。業者は市内の一般業者。

茨木市では、渡り廊下など教室外で吹付けアスベストの使われている学校、三校で撤去工事を行っている。池田市でも三校、八月末をめどに撤去工事を行っている。守口市は、一

校だけ残っており、秋に撤去工事を計画している。

大阪市では、東住吉区のA中学の体育館の天井に吹付けアスベストが発見された。その箇所は昨年の市教委の調査からもれていたものである。昨年淀川区を中心に十一校園の階段室天井の封じ込め+囲い込み工事を行なった大阪市は、これをもって市の学校施設には吹付けアスベストはないとしていたが、今後その対策を迫られることとなるだろう。

アスベスト電話相談・・・その後

在庫を使ってしまいたい業者

長年の作業で健康が心配な業者

アスベスト対策大阪ネットワーク

第一件は、マンション建築の施工

では七月十三日から十五日までアスベスト電話相談を行ったが、八月に入っても同じ電話番号を通じて相談が寄せられている。その内二件ほど紹介しておこう。

主の人から寄せられたものであった。内容は、マンションの廊下の天井、電気室、ガレージなどに石綿大平板を使うと建築業者が言っているが代替品はないのだろうか、というもの

であった。業者の方は代替品はなく
それでやるかといっているとのことで
あった。こちらの方でいろいろ問い
合わせたところ、内壁、天井用にノ
ンアスベストの珪酸カルシウム板が
出回っているということで、それに
誓き換えてはどうかと回答した。

多くの建築業者は、倉庫にアスベ
スト製品を抱えており、なんとかそ

れを消化するため、アスベスト商品
を現場に回しているようである。現
場の方は回ってくる建材を使って工
事をし、アスベストを被曝するとい
う構造のようである。

もう一件は、保温材としてアスベ
ストの取りつけ作業を長年行ってき
た人からの相談である。もうもうた
るアスベスト粉じんのなかで作業し

てきたためアスベスト肺になってし
まったとのことであった。医者には
大丈夫だと言われているが、同じ仕
事をしてきた友人はすでにガンでな
くなっており心配だ、という内容。
アスベスト問題の深刻さを改めて垣
間見させる「相談」であった。

労働運動に具体的に結びついた学生・医学生の闘いを

第一五回フイールド△宿を終えて

第十五回フイールド合宿実行委員会

とうございました。

医学だけで守れない労働者の健康
フイールドの経験を今後の活動に

今年で十五回目となったこのフイ
ールドもかつては五十人を越える参
加がありました。今回は二十一名。

最初に、フイールドでおじゃまし

た各診療所、労組など、私たちがお

世話になった様々な方にお礼を申し

上げねばなりません。どうもありが

しかし、そのおかげで？分散せず、
毎晩全員で同じ宿舎で報告会・討論
会ができ、参加者がそれなりに納得
のいく議論ができました。

掲げたテーマ通り、参加者が労災

職業病などの医療運動に、そして南
大阪の労働運動にどれだけ学ぶこと
ができたかは、参加者の今後の活動

の「質」にかかわってくるので、今

一概に今回のフイールドを評価する
ことはできません。しかし、現場で

の交流・労働体験などを経て得られ

たものは参加者一人一人の心の中に刻みつけられたことと思います。

討論のなかで、医療は労働者（患者）が主体として変えていくんだ、医療スタッフだけがいくらがんばってもダメなんだ、という点が確認できたことは、現代医療にどっぷり漬かって育った医学生にとっては大前進だと思えます。この点においても今回のフィールドは十分価値のあるものでした。

実行委としてフィールドを設定する中で、常に階級的視座から見つめようとしてきました。それは、良心的な医者が、結局は資本の為に労働力を再生産しているにすぎないという反省がこめられています。医学生が医者になる者としての立場性を捨ててはいけません、その職能的特性のために自らを医学・医療分野のみ押し込めている傾向は否めません。このフィールドを通して参加学生がいかに広い視野を獲得し、自ら

の立場を再認識できたかは、今後の一人一人の活動にきつと反映してくると思えます。ぜひ見守っていて下さい。

学生の状況は労働界と同じく年々キビシクなってきました。しかし少数であっても、その少数がお互いに潰しあうことなく、ガッチリとした「関係」を持ち続けられれば、決して今のままでは終わらないと思えます。

みなさん、どうもありがとうございます。

労働者の闘いの現場を

駆け巡った三日間

今年で十五回目を迎えるフィールド合宿の第一期は、七月三十一日、八月三日の四日間にわたって行われた。第一期は医学生でないもの、第二期は医学生（必ずしも二分されたわけではない）という初めての試

みであった。第一期は実行委の怠慢による準備の遅れ、情宣不足等が原因で六、八名の参加となった。

三十一日の夜は、松浦診療所の榎本祥文氏から講演を受けた。京大安全センターの話から労働者の安全衛生運動を通じて労働運動に関わり、現在の活動に到る榎本氏の話は、幅広く、興味深いものであった。

翌日は朝から全金大阪亜鉛支部を訪れた。硫酸の刺激臭と騒音の激しい労働現場を見学したあと、お話を聞いたが、「冬から体を慣らさないとしても続けられる仕事ではない。ひどい場合は半日でやめた人もいる。」とのこと。午後は全金矢賀製作所支部で一時間半ほど働き、中村氏の話聞いた。自主管理生産も経営者のあるなしではなく次第に製品そのものの信用を得ることによってなんとかやっていけるようになったということであった。夜は全金田中機械支部で港合同の福田氏に企業

によって一時金等を見て違いはあるにもかかわらず、田中機械の泊まり込みをはじめとする地域共闘の強さ、若い労働者が少なくなっていること等、地域のつながりについて話を聞いた。

二日は、全港湾大阪支部加藤運輸分会へ行った。沢山の荷物の積まれた倉庫等を見学した後、レジメ冊子まで用意して説明していただき、港湾労働の実態がよくわかった。やけど支配でなければ成立しなかったほど重労働であったという話は現在の寄せ場の問題もつながると思った。

午後は全港湾建設支部治水工業分会におじゃました。自分たちで仕事を、そして赤い錆を落とす際に生じる粉塵の中で健康を管理してゆくことの良さー命令されるのではないことーと共にしんどさについての話が印象的であった。夜は北摂トータル（生活者）ユニオンで産業構造の転換に寄るサービス業、パート雇用の増加という状況下で、それまでは違った形で労働運動を作ったゆこうという動きをするいろいろな人からの話が聞けた。

三日は、草津で連帯労組関西生コ

ン支部新幹線保線分会に行く。ところが実行委の全くの不手際により約束の時間を一時間半も遅れてしまい、谷本氏に多大なるご迷惑をおかけしたにもかかわらず、組合の結成から現在までの闘いを聞くことができた。特に金による切り崩しのひどさは許せないことだと思った。（本当にすみませんでした）

各労組のみなさん、本当にありがとうございました。これからもよろしく。

職場の安全衛生ハンドブック

安全衛生活動○職業性腰痛○VDT労働○粉じん職場の健康○振動障害○騒音性難聴○放射線被曝
有機溶剤・重金属○循環器疾患○メンタルヘルス対策○職場健康診断○健康調査○安全パトロール
労働安全衛生法令○労災補償制度

編集代表―中桐伸五 A5版 三三七頁

頒価一八〇〇円 送料二五〇円（冊数に関わらず）

こんなときどうする

②

仕事の時間中ということ

II

業務に準ずる

善意行為中の災害は業務上

例えば、タクシーの運転手が、人気がないところで車が立ち往生しているのに出会い、けん引しようとしたときに負傷したという場合は、業務上災害とすることができるといふか。通りかかるまでは確かに運転中で業務と言えるでしょうが、けん引作業は本来の業務とは関係ありません。しかし、この運転手は業務でこの道を通らなければこういうことは起こらなかった訳ですし、知らぬふりをして通り過ぎるといふのもおかしいことになります。こう考える

と、この行為は、前回に述べたように必要性や合理性を満たしているということになります。つまり、いわゆる「善意行為」として、業務に付随するものと判断される訳です。

しかし、「善意行為」と言っても単に個人的に「良いことをする」というのではなく、あくまで業務行為に準ずるものでなくてはなりません。同じような例として、電力会社の社員が、電柱の塗布作業に従事する作業者が、出張所へ行き、戻る途中の住民に動力線の故障修理を依頼され、誤って感電ショックで墜落負傷したというケースがあります。この場合は、作業者が電力会社の社員であるということから住民が修理

を依頼し、それに応じたのであり、特別「そういう依頼には応じるな」という会社の指示も無かったのであるから、合理的な行為であると判断されています。

日航機事故では非番の

スチュワーデスも業務上扱い

極端な例になりますが、三年前の日航ジャンボ機の墜落事故の際、非番で郷里へ帰る途中に、たまたま乗り合わせて死亡したスチュワーデスについて遺族に業務上災害の補償が支給されています。これは、機体の異常が判明した時から彼女は自発的に乗客の世話など、スチュワーデスとしての仕事を開始したと推測されることから業務行為中と判断された訳です。このように、常識的に見たそのような立場、事情にあれば、ほとんどの人がそういう行動を取ったであろうというように判断されると

いうことであれば、業務に付随する行為と認められます。

準備行為、後始末行為も

原則的には業務行為扱い

仕事の始まる前の準備中や終わった後の後始末中のときはどうなるでしょう。仕事の前には、着替え、機械などの点検や整備、体操など、後には清掃、入浴などがあります。あ

る銀行では、一日の始業前に館内に体操の音楽が流れ、全員が体操をすることになっています。その体操の際に負傷したケースでは、業務に付随した行為として体操がとらえられています。しかし、なんでも準備や

後始末というふうにはなりません。例えば、ある工場でに汚染作業を行う人のために入浴設備がある場合、作業後に汚染作業者が入浴するとい

う行為は後始末行為となりますが、

事務員で仕事上入浴する必要はないのについてに入浴したという場合は、単に事業場の施設を利用したというだけで、合理性、必要性がないということになります。

しかし、このような判断は、その事業所の慣行、作業管理の状況、事業場施設の状況などによって範囲が異なってくるので、一律にこういう場合はダメとか良いとかいうことはできません。

アスベスト対策をどうするか

アスベスト問題研究会・神奈川労災職業病センター編
日本評論社発行

A5判 一三〇頁 頒価 八百円 送料 二百円 (冊数に関わらず)

グッバイ・アスベスト くらしの中の発ガン物質

川村暁雄著 日本消費者連盟編集・発行 A5版 63頁 頒価 四百円 送料 二百円 (冊数に関わらず)

アスベスト読本

神奈川労災職業病センター発行 B5版 56頁 頒価 三百円 送料 二百円 (冊数に関わらず)

関西労働者安全センターで取り扱います。郵便振替でお申し込み下さい。

(1) アスベストとは (2) アスベストの生産と利用 (3) アスベストによる健康被害 (4) 現行の規制と対策 (5) ILO石綿条約と勧告

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28